

(参考1)

平成16年度山地災害防止キャンペーン実施要領

1 目的

近年、山地の崩壊・土石流・地すべり等の山地災害が多発し、人命・財産に甚大な被害が及んでいることに鑑み、山地災害に対する国民の理解と関心を深めるとともに、山地災害に対する危機管理体制を強化するため、山地防災に関する情報収集活動の強化、山地災害危険地区の周知徹底、警戒避難体制の整備等を図る運動を推進し、地域住民の防災意識の高揚に資することを目的とする。

2 実施期間

平成16年5月20日(木)から平成16年6月30日(水)まで

3 実施主体

林野庁、都道府県、市町村

4 キャンペーン標語

雨の降り方 いつもと違う！ 声かけあって すばやく避難

5 実施事項

林野庁、都道府県及び市町村(以下「実施主体」という。)は、関係機関、団体及び地域住民と緊密な連携を図り、山地災害を未然に防止するため、次に掲げる活動を積極的に実施するものとする。

(1) 広報活動の推進

実施主体は、報道機関の協力を得つつ、地域住民及び災害弱者関連施設の管理者等を対象として、ポスターの掲示、パンフレットの配布等により、山地災害の未然防止に関する広報活動を推進するものとする。

(2) 山地防災に関する情報収集活動の強化

都道府県は、市町村と協力して山地災害に対する危機管理体制の強化を図るため、山地防災ヘルパーを対象とした研修会等の実施、山地災害防止協力の協定に基づく郵便局との一層の連携等により、山地防災に関する情報収集活動の強化を図るものとする。

(3) 保安林の適切な管理の推進

都道府県は、保安林の機能の十分な保全を図るため、市町村と協力して、保安林制度の周知及び保安林における巡視の実施等により、保安林の適切な管理に努め、無断転用等を未然に防止するものとする。

(4) 地域の実情に応じた取組の推進

ア 災害発生時の対応マニュアルの作成

都道府県及び市町村は、山地災害発生時における被害状況の迅速な把握、早急な応急対策・復旧対策の実施、二次災害防止のための予防措置等を円滑に進めるため、関係機関との連携を図りながら災害発生時の対応マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいた訓練を実施するものとする。

イ 山地防災パトロールの実施

都道府県及び市町村は、山地防災ヘルパー、地域住民及び災害弱者関連施設の管理者と連携し、人家・災害弱者関連施設等の周辺における山地災害危険地区及び治山施設等の点検を実施するものとする。

ウ 警戒避難体制の整備と防災・避難訓練の実施

都道府県及び市町村は、消防・警察等の関係機関と密接な連絡・調整を図りつつ、山地災害発生時における警戒避難体制の整備に努めるとともに、災害を想定した地域住民等の避難訓練を実施するものとする。

エ 災害弱者関連施設に係る安全指導の実施

都道府県は、災害弱者関連施設に係る防災体制の整備に寄与するため、市町村と協力して当該施設の管理者等を対象とした説明会等を開催し、山地災害に関する情報提供等の安全指導を実施するものとする。

オ 治山事業施工地の見学会等の実施

都道府県は、市町村と協力して治山事業施工地の見学会等を実施し、治山事業の重要性を積極的にPRするとともに、地域住民の防災意識の普及・向上に努めるものとする。

カ 山地災害防止標語等の募集

実施主体は、当キャンペーンに関連して関係団体が実施する「山地災害防止標語等の募集」に対し、関係部局、学校、地域住民等への周知に努めるなど、積極的に協力するものとする。